

## 市立保育所夏期アルバイト募集

**勤務地** 市立保育所

**勤務期間** 7月1日(日)～9月30日(日)  
(土・日曜日、祝日は除く)

**職種** 保育士など

**対象者** 18歳以上の人(高校生は除く)

**賃金** 時給1050円(保育士資格のない人は時給970円)

**申し込み** 6月15日(金)までに、こども未来室または各保育園に備え付けの申込用紙に必要事項を記入し、写真を添えて、こども未来室(内線296)へ



## 相 談

### 年金相談

日本年金機構による同相談を実施します。

**とき** 5月22日(火)、午前10時～正午、午後1時～4時

**ところ** 市役所地下904会議室

**持ち物** 年金手帳、年金証書、ねんきん定期便など

**申し込み** 5月21日(月)までに、保険年金課(内線170)へ

## 行政書士無料相談

行政書士会南大阪支部では、同無料相談を実施します。

**とき** 5月19日(土)、6月23日(土)、午後1時30分～4時30分



**ところ** レインボーホール(市民会館)  
**内容** 相続・遺言、成年後見制度、不動産の賃貸借・売買契約、各種許認可などに関する相談

**申し込み** 5月7日(月)～、濱田さん(同支部) ☎(50)1110(日曜日を除く午前10時～午後6時)へ

今月の相談		気軽に相談ください。相談は全て無料です。		
	日 程	時 間	場 所	予 約・その他
法 律 相 談	毎週水曜日	午後1時～4時	市役所1階市民相談室	要予約(内線182)、定員6人(第4水曜日は12人)、祝日を除く、1年間で1回利用可
	第1・3水曜日	午後1時～4時	金剛連絡所	
市 民 相 談	月～金曜日	午前9時～午後5時30分	市役所1階7番窓口	電話相談も可(内線182、185)、祝日を除く
行 政 相 談	17(木)	午後1時～4時	市役所1階市民相談室	国への要望や苦情などを行政相談委員に相談
司法書士相談	15(火)	午後1時～4時	市役所1階市民相談室	要予約(内線182)、定員6人、1年間で1回利用可
特 設 人 権 なんでも相談	11(金) 6/1(金)	午後1時～4時 午前9時～正午、午後1時～4時	市役所地下904会議室	当日電話相談も可(内線544)、人権擁護委員による相談、問い合わせ(内線472)
女性のための 電話相談	4(水)、11(金)、15(火)、 22(火)、6/1(金)	午前10時～午後2時		☎(23)0567)、女性の相談員による相談、問い合わせ(市役所内線474)
女性の悩み 相談	10(木) 18(金)	午前10時30分～午後0時30分 午後1時30分～4時30分	すばるホール3階 男女共同参画センター	定員4人 要予約(市役所内線474)、女性カウンセラー 定員5人 による相談 ※10(木)は午後3時30分まで
人 権 相 談	月～金曜日	午前9時～午後5時	市人権協議会	事前予約も可 ☎(24)3700)、電話相談も可、祝日を除く
生 活 相 談	月～金曜日	午前9時～午後5時	(人権文化センター内)	
保育士による育児相談	第2・4水曜日	午後1時～3時	レインボーホール(市民会館)2階	要予約 ☎(26)1233)、定員3組、祝日を除く
ひとり親家庭相談	月～金曜日	午前9時～午後5時30分	こども未来室	要予約、電話相談も可(内線206)、祝日を除く
家庭児童相談	月～金曜日	午前9時～午後5時30分	こども未来室	電話相談も可(内線206～208)、祝日を除く
発 達 相 談	月～金曜日	午前9時～午後5時15分	こども未来室	要予約、電話相談も可(内線206、207)、祝日を除く
子 育 て 相 談	月～金曜日	午前9時～午後5時	児童館	電話相談も可 ☎(25)0666)、祝日を除く
健 康 相 談	月～金曜日	午前9時～午後5時30分	保健センター	要予約 ☎(28)5520)、生活習慣病や栄養・禁煙などについての相談
福祉なんでも 相談	月～金曜日	午前9時～午後5時	総合福祉会館、かがりの郷	コミュニティソーシャルワーカーによる福祉に関するあらゆる相談、祝日を除く
市民公益活動 相談	月～金曜日	午前9時～午後9時	市民公益活動支援センター	要予約 ☎(26)7887)、祝日を除く ※ただし、事前予約により土・日曜日、祝日の相談も可
農 業 相 談	2(火)、6/5(火)	午後1時～3時	市役所4階農業委員会	事前予約も可(内線444)
商 工 相 談	月～金曜日	午前9時～午後5時15分	商工会館2階	経営指導員などによる相談 ☎(25)1101)、祝日を除く
商工法律相談	8(火)	午後2時～4時	商工会館2階	要予約 ☎(25)1101)
日本政策金融公庫相談	9(水)	午後1時30分～3時30分	商工会館2階	要予約 ☎(25)1101)
税理士による税務相談	11(金)	午後2時～4時	商工会館2階	要予約 ☎(25)1101)
消 費 者 相 談	月～金曜日	午前9時～正午 午後1時～4時	市役所1階市民相談室 (消費生活センター)	電話相談も可(内線186)、専門相談員による相談、祝日を除く、消費者ホットライン ☎(局番なし)188)
就労支援相談	月～金曜日	午前9時～午後5時	市就労支援センター(人権文化センター内)	就労支援コーディネーターによる雇用・就労についての相談、祝日を除く、問い合わせ 市人権協議会 ☎(24)3700)
お出かけ就労支援相談	22(火)	午前9時30分～正午	市役所4階A会議室	
若者の就労相談	16(水)	午後1時～4時	市役所4階A会議室	要予約、南河内地域若者サポートステーション ☎(26)9441)
労 働 相 談	10(木)	午後2時～5時	市役所1階市民相談室	当日電話相談も可(内線187)、社会保険労務士による相談、問い合わせ(内線481)
障がい者就業 ・生活相談	21(月)	午後2時～5時	市役所1階市民相談室	当日電話相談も可(内線199) 専門相談員による相談 (就職のあっせんはしません、問い合わせ(内線481)
引きこもり相談	24(木)	午後1時～2時30分 午後2時30分～4時	トピック Topic(きらめき創造館)	要予約 ☎(26)8056)、定員各1人、カウンセラーによる相談
進路相談(奨学金)	月～金曜日	午前9時～午後5時30分	市役所3階教育指導室	当日電話相談も可(内線364)、水曜日は専門相談員による相談、祝日を除く
も の 忘 れ 医療介護相談	2(火)、16(水)	午後1時30分～2時 午後2時15分～2時45分	市役所5階 介護認定審査会室	要予約(内線189)、定員各1組、認知症サポート医、ほんわかセンター専門職による相談



## 税

### 固定資産税・都市計画税の減免

次の全ての要件に該当している場合は、固定資産税・都市計画税の2分の1が減免されます。減免を受けるためには7月2日(月)までに申請が必要です。

- ①納税義務者が今年1月1日現在、65歳以上の人、特別障がい者、寡婦、寡夫のいずれかであること
  - ②納税義務者および当該納税義務者と生計を一にする人全員が、個人の住民税均等割非課税の限度額以下の所得であること
  - ③所有している固定資産が自己居住用だけであり、居住家屋の延べ床面積が70平方メートル以下であること
  - ④固定資産税・都市計画税の年税額(土地・家屋の合計)が5万円以下であること
- 問い合わせ** 課税課 (内線113~116)

### 固定資産税納税通知書を送付

5月1日付で、平成30年度固定資産税・都市計画税の納税通知書を送付しました。同通知書の内容について分からないことがあるときは、課税課までお問い合わせください。

課税内容について、納税者からよくいただく質問を次のとおりQ&Aにまとめました。

**Q1** 平成26年に新築した住宅、または24年に新築した3階建以上の耐火・準耐火住宅の固定資産税が急に高くなったのはなぜですか？

**A1** 新築住宅に対して、減額制度が設けられており、一定の要件に該当する場合、新たに固定資産税が課税されることとなった年度から3年度分(3階建以上の耐火・準耐火住宅は5年度分)に限り、120平方メートルまでの居住部分に相当する固定資産税(家屋分)の2分の1が軽減されます。急に高くなったのは、新築住宅に対する減額措置の適用期間が終了したため、本来の税額に戻ったからです。

**Q2** 土地利用に変化なく、評価額も下がっているのに、税額が上がったのはなぜですか？

**A2** 土地の税金に関して、税額の上昇に一定の限度を定め、急激な増額を抑える「税負担調整措置」の変更が原因の一つに考えられます。地方税法の一部改正に伴い、一部地目(住宅用地、市街化区域農地)についてこの限度が引き上げられることになりました。このため、評価額が下がっているにもかかわらず税額が上がる土地があります。

**Q3** 固定資産税は1月~12月までの税金ですか？4月~3月までの税金ですか？

**A3** 固定資産税は、毎年1月1日の所有者に対して、その年の4月1日から始まる会計年度分の税として課税する年税です。いつからいつまでの期間に対して課税するという事は地方税法には定められていません。従って、売買時に固定資産税・都市計画税を月割や日割で案分計算する場合の起点日は、売主と買主の間で話し合ってください。

**問い合わせ** 課税課 (内線113~116)

### 軽自動車税の減免

#### 対象者

①身体障がい者手帳、療育手帳、戦傷病者手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者で、軽自動車(原動機付自転車を含む)の所有者

※手帳所持者と同一世帯の人が所有する軽自動車や、手帳所持者だけで生活する人が所有する軽自動車を常時介護者が運転する場合も減免の対象です。※減免が適用されるのは対象者1人につき1台です。すでに普通自動車などで減免を受けている場合は対象外です。

②生活保護法の規定による生活扶助を受けている人

**届け出** 5月31日(木)までに手帳(①に該当する人)または生活保護受給証明書(②に該当する人)、印鑑、運転免許証、車検証(原動機付自転車は申告済証)、納税通知書、納税義務者の個人番号カードまたは通知カードおよび本人確認書類を持参(代理で申請する場合は申請者の本人確認書類も持参)し、課税課または金剛連絡所へ

**問い合わせ** 課税課 (内線110)

### 自動車税の納期限

○自動車税の納期限は5月31日(休)です  
納税通知書記載の金融機関、府内の郵便局、コンビニエンスストア、府税事務所、クレジットカード(インターネットによる手続き)で納期限までに納めてください。

**問い合わせ** 府自動車税コールセンター (☎0570(020)156)



## 募集

### 学童クラブ指導員(補助員)の登録を受け付け

学童クラブでは、夏休み期間中の開設時間延長に伴い、指導員(補助員)の登録を受け付けています。

**勤務地** 市立小学校内学童クラブ

**勤務時間** 夏・冬・春休み期間中の月~金曜日、午前8時~10時30分、午後5時~7時 **賃金** 時給970円

**申し込み** 6月15日(金)までに、こども未来室に備え付けの申込用紙に必要事項を記入し、写真を添えて、こども未来室(内線298)へ

### 市非常勤職員(母子・父子自立支援員)を募集

**雇用期間** 6月1日(金)~平成31年3月31日(日)(勤務成績などにより更新可能)

**勤務日** 週5日(月~金曜日)

**業務内容** 一人親家庭に対する相談支援業務、離婚相談、就労相談など  
※申し込み方法など詳しくは、お問い合わせください。

**問い合わせ** こども未来室(内線208)

### 今月は固定資産税・都市計画税の第1期分と軽自動車税の納期です

納付には便利な口座振替のご利用を!

預(貯)金通帳と通帳の印鑑・市税納付書を持って、市税取扱金融機関・郵便局へ。また、預(貯)金口座のキャッシュカードを納税課、金剛連絡所に持参して手続きをすることもできます(ペイジー口座振替受付サービス)。※対応している金融機関など詳しくは、お問い合わせください。納税課(内線122)

◆固定資産税 都市計画税		◆市・府民税		◆軽自動車税	
第1期	5月	第1期	6月	全期	5月
第2期	7月	第2期	8月	※同一名義で登録されている全台数の振替になります。	
第3期	9月	第3期	10月		
第4期	12月	第4期	1月		

## 認知症予防教室

**とき** 6月8日～29日の毎週金曜日、午前9時45分～11時45分（全4回）  
**ところ** けあばる  
**内容** 認知症に関する講義、認知症予防に役立つ運動や食事、音楽など  
**対象者** 市内在住で65歳以上の人  
**定員** 20人 **参加費** 無料  
**申し込み** 5月29日(火)までに、ウエルネスけあばるへ（電話申し込み可）  
 ※申し込み多数の場合抽選。ただし、初めて参加される人を優先します。

## 認知症介護家族の交流会

**とき** 5月23日(水)、午後1時30分～3時30分  
**ところ** 保健センター3階  
**内容** 認知症サポート医を交えた交流会  
**対象者** 市内在住で認知症の人を介護している家族（認知症の人が市内在住の場合も可）※認知症の人もぜひ一緒に参加してください。  
**定員** 20人 **参加費** 無料  
**申し込み** 5月7日(月)～18日(金)に、高齢介護課（内線189）へ（申し込み先着順）

## 認知症サポーター養成講座

認知症の人やその家族を温かく見守る応援者を養成する講座を開催します。  
**とき** 5月29日(火)、午後1時30分～3時  
**ところ** 市役所4階401会議室  
**内容** 認知症の基礎知識、認知症の人の心の理解と対応について  
**対象者** 市内在住・在勤で認知症サポーターになることを希望する人  
**定員** 50人 **受講料** 無料  
**申し込み** 5月7日(月)～22日(火)に、高齢介護課（内線189）へ（申し込み先着順）

## 介護予防サポーター養成講座

高齢期をいきいきと健康に過ごすために必要な介護予防の知識や運動の実践方法などを、地域で開催される「笑顔はつらつ教室」において指導する同サポーターを養成します。  
**とき** 5月31日～7月5日の毎週木曜日、午前10時～午後4時と介護予防教室の見学1回（全7回）  
**ところ** 市役所  
**対象者** 市内在住・在勤のおおむね74歳以下で、講座修了後、介護予防教室で3回の実習を受け、「市介護予防サポーターの会（健やかスマイル）」に入会し、介護予防教室で指導できる人  
**定員** 15人 **受講料** 無料  
**申し込み** 5月18日(金)までに、高齢介護課（内線189）へ（申し込み多数の場合抽選）



## 上下水道

### 上下水道だよりを配布しています

本市では、上下水道事業の現状や活動内容について紹介している「上下水道だより」を検針の際に各戸へ配布しています。日頃、意識されることが少ないかもしれない水道や下水道について、「上下水道だより」では、上下水道の仕組みや災害対策への取り組みなどを写真やイラストを使って紹介しており、市民の皆さんにも身近に感じていただけるような内容となっております。ぜひ一読ください。  
**問い合わせ** 上下水道総務課（内線251、254）

## 水道の漏水にご注意ください

水道水の使用量が増える原因には、使用状況の変化や漏水、季節的な要因などの理由が考えられます。特に漏水は、初めのうちはわずかでも、その量は日ごとに多くなっています。これが続くと、貴重な水が無駄になり料金も高額になります。



水道メーターを確認し、水道を使用していないのにパイロットが回転しているときは、漏水の疑いがありますので市管工事業協同組合（☎0120(032)497）へご相談ください。



## 福祉

### 日本赤十字活動資金にご協力を

毎年5月1日から2カ月間、全国一斉に日本赤十字運動を実施します。赤十字奉仕団、町会（自治会）をはじめ多くの皆様のご協力により、昨年は約440万円の活動資金が集まりました。今年も人道的国際支援や災害時の備蓄を充実させるため、活動資金へのご協力をお願いします。

**問い合わせ** 地域福祉課（内線282）

### 献血にご協力を

**とき・ところ** 5月12日(土)、午前10時～午後1時、午後2時～3時30分＝伏山台小学校、30日(火)、午前10時～正午、午後1時～4時30分＝市役所  
 ※献血を受けていただける条件など詳しくは、お問い合わせください。

**問い合わせ** 市献血推進協議会（☎(25)8261）

保健医療

子育て

相談

くらし

ゆとり

# 広告枠



## 国民年金

### ご存じですか？ 第1号被保険者への独自給付

国民年金には、老齢・障がい・遺族基礎年金の他、第1号被保険者の独自給付として次の給付があります。

#### 死亡一時金

第1号被保険者として保険料を3年以上納めた人が、何の年金も受けずに死亡した場合、生計を一にしていた遺族（配偶者、子など）に支給されます。

ただし、その遺族が遺族基礎年金を受けられるときは支給されません。

#### ◆死亡一時金の額

第1号被保険者として保険料を納めた期間	支給額
36カ月以上180カ月未満	12万円
180カ月以上240カ月未満	14万5000円
240カ月以上300カ月未満	17万円
300カ月以上360カ月未満	22万円
360カ月以上420カ月未満	27万円
420カ月以上	32万円

※付加保険料を納めた期間が3年以上のときは、8500円が加算されます。

#### 寡婦年金

夫が亡くなったときに次の①～④の要件を満たす妻に60歳から65歳になるまでの間、支給されます。

ただし、寡婦年金を請求した場合は、死亡一時金は請求できません。

- ①婚姻期間（内縁関係含む）が10年以上継続していた
- ②夫によって生計を維持されていた
- ③夫が死亡した月の前月までの第1号被保険者としての保険料を納めた期間と、免除された期間を合算して10年以上ある
- ④夫が障がい基礎年金や老齢基礎年金を受けたことがない

#### ◆寡婦年金の額

夫が受けられたであろう老齢基礎年金の額の4分の3

**問い合わせ** 天王寺年金事務所〔☎06(6772)7531〕、保険年金課（内線153、154）



## 国民健康保険

### 前年分所得の簡易申告にご協力を

6月に決定する1年間の国民健康保険料は、皆さんから申告していただいた平成29年中（1月～12月）の所得に基づいて算出します。

税務署や市役所へ税の申告をされていない人や、会社などから源泉徴収票が提出されていない人については、所得の内容を確認するため、5月中旬に国民健康保険料に関する申告書（簡易申告書）を送付しますので、期限までに必ず提出してください。

また、学生や病気で収入のなかった人、年金で生活している人も簡易申告にご協力ください。

**問い合わせ** 保険年金課（内線150、151）

### 平成29年度の国民健康保険料の納め忘れはありませんか

6月には、平成30年度の国民健康保険料が賦課されます。

未納額が積み重なると納付しなければならぬ金額が高額になるだけでなく、差し押さえなどの滞納処分により不利益が出る場合があります。

29年度の納め忘れは、5月中に納付してください。

**問い合わせ** 保険年金課（内線152、156）



## 講座・催し

### シニアのためのやさしい写真教室

**とき** 6月5日からの毎月第1火曜日、午前10時～正午

**ところ** きんぎ茶ろん（小金台二丁目5の10）

**対象者** 65歳以上で介護保険を使用されていない人

**定員** 10人 **持ち物** カメラ

**参加費** 月額1000円（食事付き）

**申し込み** 5月7日（月）～、NPO法人 きんぎうえぶ〔☎(29)0019〕へ（申し込み先着順）

### 若さ・健康・体力アップ教室

**とき** 6月13日～7月25日の毎週水曜日、午前9時45分～11時45分（全7回）

**ところ** けあばる

**内容** 体力チェック、若さと健康を保つための運動や食事のポイント、口のケアについてなど

**対象者** 市内在住で65歳以上の人

**定員** 20人

**参加費** 無料

**申し込み** 6月3日（日）までに、ウエルネスけあばるへ（電話申し込み可）※申し込み多数の場合抽選。ただし、初めて参加される人を優先します。



### 市生活支援サービス従事者研修受講者募集

介護予防・日常生活支援総合事業の「訪問型サービスA」における介護サービスの担い手として、指定事業所に従事するために必要な資格を取得するための研修を開催します。

**とき** 6月1日～29日の毎週金曜日、午後1時～4時10分（全5回）

**ところ** 今城クリニック「ことほぎ」（寿町二丁目4の30）

**対象者** 市内在住で訪問型サービスAに従事する意思のある人

**定員** 15人

**参加費** 無料

**申し込み** 5月22日（火）までに、今城クリニック〔☎(55)3353〕へ（申し込み多数の場合抽選）

### 介護面接会&相談会

**とき** 5月18日（金）、午後2時～4時（受け付けは午後3時30分まで）

**ところ** ハローワーク河内長野（河内長野市昭栄町7の2）

**対象者** 介護業界での仕事を希望する求職者

**参加費** 無料（当日、直接会場へ）

**持ち物** 履歴書

※複数の企業を面接される人は履歴書を複数ご用意ください。

**参加企業** 5社

**問い合わせ** ハローワーク河内長野〔☎(53)3081〕